

# 宇都宮地裁平成28年4月8日 今市事件判決の批判的考察

内 田 博 文

## 一 本有罪判決に至る経過

2005（平成17）年12月1日午後2時50分頃、栃木県今市（現日光）市で同市立大沢小学校1年の下校途中の女兒（当時7歳）が、同市木和田島の通学路の三差路で同級生3人と別れた後、行方不明となる事件が発生した。家族が搜索願を駐在所に提出し、搜索が開始されたが、発見には至らなかった。

栃木県警が公開捜査を開始した翌日の2日午後2時過ぎ、女兒が遺体で発見された。今市市から約65キロメートル離れた茨城県常陸大宮市三美の人通りが少ないヒノキ林内の斜面が遺体の発見場所であった。発見現場に女兒の着衣やランドセルなどの所持品はなかったが、遺体には鋭利な刃物で胸を十数カ所刺された跡があったことから、県警は殺人事件と断定し、県境を跨いだ犯罪だということから栃木県警と茨城県警の合同捜査本部が設置された。「栃木・茨城にまたがる女子児童殺人・死体遺棄事件」として捜査が開始された。

事件は迷宮入りかと思われたが、事件発生から8年5か月後の2014（平成26）年4月17日、栃木県警から「栃木県鹿沼市内に居住の男（当時32歳）が同事件への関与を認め、目下、裏付け捜査中」との発表があり、事件は新たな展開を見せることになった。この男性（K）は同年1

月、偽ブランド品を所持した商標法違反で実母と共に逮捕され、同違反容疑で既に起訴されていた。K被告人の女兒殺害容疑での再逮捕から本宇都宮地裁平成28年4月8日今市事件有罪判決までの経過は次のようなものであった。

2014（平成26）年

6月3日、商標法違反事件で勾留されていたK被告人（当時33歳）が殺人容疑で再逮捕、起訴。

9月10日、栃木県警は容疑者逮捕に繋がる情報を提供した2名に対し捜査特別報奨金及び遺族による謝礼金、計500万円を支払ったことを発表。

2016（平成28）年

2月29日、K被告人の裁判員裁判の初公判が開廷。起訴状によると、2005（平成17）年12月2日午前4時頃、日立大宮市内の林道で女兒の胸などをナイフで多数回刺し、失血死させたと言われる。被告人は無罪を主張し、弁護人も「被告は無実。連れ去り、わいせつ行為、殺害も死体遺棄もやっていない。事件とは全く無関係」と否認した。

2月29日－3月4日（公判1週目）、事件当時の被告の行動やスタンガンの所持、母親への手紙など、事実関係の評価をめぐって検察側と弁護側の主張がぶつかった。

3月1日の公判廷では、現場を指揮した警察官が検察側証人として出廷し、自動車ナンバー自動読み取り装置（Nシステム）の記録に関して証言した。検察側はNシステムの照会結果を示した資料を提示し、女兒の遺体が発見された平成17年12月2日、K被告人の車が宇都宮市内の3カ所のNシステムに記録されていたと

## 宇都宮地裁平成28年4月8日今市事件判決の批判的考察

指摘した。すなわち、宇都宮市鑑山（こてやま）町の国道123号では、午前2時20分に東へ向かい、同6時12分には西に向かって走行していたとし、K被告人が、自宅のある鹿沼市方面から遺体遺棄現場の茨城県常陸大宮市方面を往復していたことを示す客観的事実の一つとした。これに対し、弁護側はNシステムの機能や設置場所について警察官に質問し、「Nシステムで記録された地点を車が通過したことは分かっても、その車がどこから来てどこに向かったかは分かりませんよね」と問うと、警察官は「分かりません」と答えた。2日の公判廷では、K被告人の母親が証人として出廷し、検察官が事件を起こしたことを謝罪するK被告人からの母親宛ての手紙を提示し、手紙中の「自分で引き起こした事件」との記述について、偽ブランド品をめぐる商標法違反事件を指すのか女兒殺害事件を指すのか問い質したところ、母親は「偽ブランド事件のことだ。女兒殺害事件のことを指すと思ったことは一度もない」と証言した。

3日の公判廷では被告人質問が始まり、K被告人は被害女兒について聞かれると「全く知らない」と供述し、自白調書についても「『人を殺したことあるでしょ』と何度も聞かれてパニックになり、供述調書にサインした」などと証言した。

3月8日－11日（公判2周日）、最大の争点である自白調書の任意性の審理が本格化した。「取調べ映像」の再生による立証に自信を見せる検察側に対して、弁護側は「取調べの違法性」に加えて、遺体解剖医の証言などに基づいて「自白の矛盾」を突いていく防御方法を採用し

た。

3月14日－18日（公判3週目）、宇都宮地裁はK被告人の捜査段階の女兒を殺害した旨の自白供述の任意性を認め、当該自白調書を証拠採用することを決定した。そのために、以後の公判では自白調書や状況証拠の信用性の判断が激しく争われることになった。

3月22日、検察官による論告求刑、弁護人による最終弁論、被告人による最終陳述が行われ、結審した。

31日、宇都宮地裁は、K被告人に対し、検察官の求刑通り、無期懲役の有罪判決を言渡した。

4月19日、K被告人は、有罪判決を不服として、東京高等裁判所に控訴した。

## 二 罪となるべき事実と犯行に至る経過

本有罪判決が女兒殺し・死体遺棄について認定した「罪となるべき事実」は次のようなものであった。

被告人は、自分の顔や車をみられている同女を解放すれば、自分の行った拉致やわいせつ行為が発覚して家族に迷惑がかかるから、これを避けるためには同女を殺害するしかないと考え、平成17年12月2日午前4時頃、同山林の西側林道に於いて、殺意をもって、同女の胸部をナイフで多数回突き刺し、同女を刺通（心臓損傷）により失血死させた。

また、同有罪判決が認定した「犯行に至る経過」は次のようなものであった。

被告人は、かねてから女兒に性的興味を抱いていたところ、女兒を

## 宇都宮地裁平成28年4月8日今市事件判決の批判的考察

拉致してわいせつ行為に及ぼうと考え、さらえそうな女兒を探して自車を走行していたが、平成17年12月1日午後2時38分頃から同日午後3時までの間に、栃木県今市市（現日光市）内の大沢小学校付近路上を一人で下校途中のY（当時7歳）をみつけると、同女を抱きかかえて無理やり車に乗せて同県鹿沼市内の当時の被告人方に連れ込み、全裸にしてわいせつ行為を行うなどし、同月2日未明、同女を自車に乗せ、茨城県常陸大宮市三美字泉沢1727番地65所在の山林に連行した。

### 三 今市事件裁判員裁判についての論評

今市事件裁判が裁判員裁判であったことから、この点に着眼した論評がみられる（平山真理「今市事件裁判員裁判は試金石となり得たか—傍聴記をもとにしたいくつかの刑事手続上の重要な課題を論じる」法学セミナー2016年8月号1頁以下）。論評で論点の一つとされるのは「取調べの録音録画をめぐる問題」である。次のように分析されている。

「公判では取調べの様子が7時間13分にわたり再生された。なお、本件についての取調べの映像は合計80時間以上あったとされているが、これがすべてであったかは必ずしも明らかではない。第8回公判（3月10日）からXに対する検察官取調べの様子が再生された。」「判決後の記者会見で裁判員たちは『録音録画がなければ判断できなかった』と正直な感想を述べている。また、『表情やしぐさがよく分かり、判断材料の大きな部分を占めた』という裁判員のコメントからは、取調べの録音録画が供述調書の信用性を判断するうえでの補助証拠ではなく、実質証拠としての役割を果たしていたことを示している。」（同1－2頁）

いま一つの論点は「否認事件と被害者参加制度」である。次のように指摘されている。

「この事件では被害者の父親と祖母が被害者参加人として公判に参加し、被害者の叔父が事件が被害者遺族に与えた影響について証言を行った。裁判への参加を心待ちにしていたとされる被害者の母親は、2015年

5月に病気で亡くなったという。この事件の被害者遺族に与えた影響と心痛の大きさを改めて思い知った。」「被害者参加人らによる求刑は『被告人が死刑になって逃れて苦しみがなくなることすら許せない』という理由から、検察官と同じく無期懲役であった。被害感情がこれほど峻烈であることは事件の重大さから考えると当然のことであろう。一方、被害者参加人らは遺族感情について述べる際に、被害者遺族は事件そのものだけではなく二次被害にも苦しめられたことに言及しておられた。」(同3頁)

もう一つの論点は「裁判員の負担と守秘義務」である。これも次のように指摘されている。

「この裁判では当初予定されていた判決公判が3月31日から4月8日に延期された。裁判員裁判では極めて異例のことであろう。自白以外に有力な証拠がなく、裁判員にとっては非常に難しい判断だったと思われる。」「本件のように複雑な否認事件の審理に携わった裁判員経験者は判決後も悩んだりすることがあるのではないか。それを長期間サポートするようなシステムを確立させる必要がある。」「また、裁判員経験者に対する守秘義務はやはり厳し過ぎるのではないかとということを指摘したい。守秘義務があることで裁判員は安心して自由に評議できるという意見がある一方で、評議において何に悩みどのような意見を持ったかを評決後は誰かに話したい、と考える裁判員経験者もいるであろう。また、今回のような多くの課題を抱える裁判ではとくに、裁判員経験者の声に社会が耳を傾ける機会があることが重要である。そのことは裁判員制度の成果を社会が共有し、この制度をより良いものにつなげていくと思われるからである。」(同3-4頁)

「取調べの録音録画」の問題は「今市事件裁判員裁判を振り返って」と題した最後の項のなかで再び取り上げられ、次のように指摘されている。

「今市事件裁判員裁判は今後、刑事裁判において取調べの録音録画を

再生することが検察官の有罪立証の大きな武器になることを明らかにした。やはり映像のインパクトは絶大である。裁判員候補者の一人が記者会見で述べた以下のコメントはこれを如実に表している：『映像で言っていることと、法廷で言っていることが違うので、どちらが正しいか見極める作業だった』『今市事件裁判員裁判はまた、一部可視化の問題の大きさを我々に再認識させた。『録音録画されていない』取調べがあるということは結局、水掛け論から脱却できないことを意味する。……だからこそ、任意の取調べを含め、全面可視化を行うことは絶対必要であろう。弁護人も『可視化されていない取調べで捜査側が圧力をかけ、意思に反した供述をさせて録音録画する意図的な運用があり得る。この事件をその先例にしてはいけない』と部分録画への警鐘を鳴らしている。』

「しかし、筆者は傍聴しながら同時に、『全面可視化で問題が解決できるのか』という疑問を感じていた。繰り返すが映像は判断者に強い影響を及ぼす。今後検察官は取調べの録音録画を実質証拠として積極的に証拠調べ請求してくることであろう。たとえ全過程が録音録画されたとしても、逮捕され取調べされる被疑者の精神的負担が大きいことは変わらない。とくにわが国では一件の被疑事件に逮捕・勾留が最大23日間可能であり、また弁護人の取調べ立会権は認められていない。そのような状況の中ではたとえ『全過程』録音・録画されたとしても、被疑者は精神的に追い詰められ、自白に追い込まれてしまう構造が存在する。……長期間の身体拘束を可能とする人質司法やえん罪の温床である代用刑事施設の廃止、また取調べの際の弁護人の立会を認める議論を活発化すべきである。」「今市事件の刑事裁判が我々に問いかけているものは、『取調べの全過程可視化の重要性』と共に、『取調べの全面可視全能論からの脱却』ではないだろうか。」

興味深い論評だといえる。ただ、今市事件有罪判決の「証拠構造」の問題は取り上げられていない。「取調べの録音録画が供述調書の信用性を判断するうえでの補助証拠ではなく、実質証拠としての役割を果たし

ていた」という指摘も証拠構造の分析から得られたものではない。そこで、以下ではこの残された「証拠構造」の問題について検討を加えることにしたい。

#### 四 本有罪判決の証拠構造（一）状況証拠

本有罪判決は「関係証拠から認められる客観的事実に、その一連の経過や殺害行為の態様、場所、時間等、事件の根幹部分において信用することができる被告人の自白供述（乙55ないし58）を併せれば、被告人が被害者を殺害したことに合理的な疑いを入れる余地はなく、被告人が被害者を殺害した犯人であると認められる。」として、各種証拠を総合評価した上での有罪判決だとしている。しかし、本裁判では、有罪を直ちに帰結し得るような客観的証拠は検察官から提出されていない。状況証拠がもつぱらである。

情況証拠のなかでも本有罪判決が目するものは「防犯カメラ画像を精査した結果、平成17年12月2日午前4時45分に、同インターチェンジから被告人車両と酷似する車両が流入する画像が確認された」ことだといえる。問題はこれらの状況証拠から有罪を認定し得るかどうかである。

状況証拠による事実認定を考える場合、重要なのは大阪母子殺人事件判決（最高裁平成22年4月27日判決・刑集64巻3号233頁）である。被告人の自白がないなか、情況証拠による有罪認定がなされ、第一審は無期懲役、控訴審は死刑を言い渡した。これに対し、最高裁は、次のような判断基準を示したうえで、控訴審判決はこの基準を満たさないとし、事件を第一審に差し戻したからである。

「刑事裁判における有罪の認定に当たっては、合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の立証が必要であるところ、情況証拠によって事実認定をすべき場合であっても、直接証拠によって事実認定をする場合と比べて立証の程度に差があるわけではないが（最高裁平成19年

(あ) 第398号同年10月16日第一小法廷決定・刑集61巻7号677頁参照), 直接証拠がないのであるから, 情況証拠によって認められる間接事実中に, 被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない(あるいは, 少なくとも説明が極めて困難である) 事実関係が含まれていることを要するものというべきである。]

本判示は「ない, ない」と否定形が続くため, 非常に分かりにくい表現となっているが, この判決の理論的根拠は, 藤田宙靖裁判官の補足意見の次の一節から窺い知ることができる。

「本件において認定されている各事実は, 上記に見たように, いずれも被告人が犯人である可能性があることを示すものであって, 仮に被告人が犯人であると想定すれば, その多くが矛盾無く説明されるという関係にあることは否定できない。しかし一般に, 一定の原因事実を想定すれば様々の事実が矛盾無く説明できるという理由のみによりその原因事実が存在したと断定することが, 極めて危険であるということは, 改めて指摘するまでもないところであって, そこで得られるのは, 本来, その原因事実の存在が仮説として成立し得るというだけのことに過ぎない。「仮説」を「真実」というためには, 本来, それ以外の説明はできないことが明らかにされなければならないのであって, 自然科学における真実の発見と刑事裁判における事実認定との間における性質の違いを前提としたとしても, 少なくともこの理論上の基本的枠組みは, 後者にあっても十分に尊重されるのでなければならない。」

本判示はその後, 学説・実務に強い影響を与えることになった。本今市事件有罪判決でもこの基準が援用されている。その結果, 「被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない(あるいは,

少なくとも説明が極めて困難である) 事実関係が含まれているとまではいえず(最高裁平成22年4月27日決定・刑集64巻3号233頁参照), そうすると, 客観的事実のみから被告人の犯人性を認定することはできないというべきである。」とされていることは上述したところである。

その意味では, 「各種証拠を総合評価した上での有罪判決」だとされているものの, 実際は客観的事実ではなく, 被告人の捜査段階の自白供述が有罪証拠の中心になっていることは誰しも異存のないところであろう。それは判示にあてられた紙幅からも明らかであろう。客観的証拠についての検討に当てられている紙幅は3pから16pの計12pに対して, 自白の任意性についての検討に当てられている紙幅は16pから23pの計6pで, 自白の信用性についての検討に当てられている紙幅は23pから47pの計25Pとなっているからである。本有罪判決の証拠構造の柱, それも唯一の柱とされているのは被告人の捜査段階における捜査官作成の自白調書中の自白供述だといえよう。

## 五 証拠構造 (二) 捜査官作成の自白調書中の自白供述

本有罪判決の証拠構造の柱, それも唯一の柱とされている被告人の捜査段階における捜査官作成の自白調書中の自白供述についての宇都宮地裁の判断はどのようなものであろうか。

### 1. 任意性の判断

任意性についての検討結果は次のようなものである。

#### 1 争点

弁護人は, 殺人罪で起訴される前の任意の取調べには種々の違法があり, こうした違法が阿部検察官の取調べにも影響を与え, 被告人に虚偽の自白をさせたことから, 阿部検察官に対する自白供述(乙55ないし58)には任意性がないと主張する。

## 2 別件逮捕及び違法な余罪取調べ

弁護人は、捜査機関が平成26年1月29日に被告人を商標法違反（所持）の嫌疑で逮捕したのは、本件殺人の取調べを目的としたもので別件逮捕であり、商標法違反（所持）罪の起訴後勾留中に行われた本件殺人の取調べも違法な余罪取調べであると主張する。

（中略）

任意取調べの限界を超えるものとはいえない。

## 3 不当に長く抑留又は拘禁された後の自白

弁護人は、殺人の自白供述は、平成26年6月30日から同月23日までの取調べにおいてなされており、商標法違反（所持）による逮捕（同年1月29日）から起算して143日後、本件殺人の取調べ開始（同年2月18日）から起算して123日後の自白であることから、不当に長く抑留・拘禁された後の自白であると主張する。

（中略）

被告人に対する身柄拘束期間が不当に長期に及んだとはいえず、被告人の阿部検察官に対する自白が不当に長く抑留・拘禁された後の自白であるとは認められない。

## 4 自白の強要

（1）弁護人は、捜査機関が、取調べにおいて、黙秘権等の権利を無視し、威嚇、暴行、利益誘導などを行って、精神的・肉体的疲労により判断力が低下した被告人に対する取調べを継続し、被告人に取調べが際限なく続くことへの不安を抱かせるなどして、阿部検察官の取調べにおいて自由な立場から供述できなくなるほどに被告人を追い詰めたと主張する。

（中略）

（3）……少なくとも、根本警察官が被告人に自白を促す趣旨で量刑に関する発言を行ったことはないものと認められ、利益誘導を受けたとする被告人の供述は信用できない。

## 5 阿部検察官の取調べへの影響の有無

弁護人は、2ないし4記載の違法により、被告人は阿部検察官の取調べを受ける頃に自由な立場から供述することができなくなっており、阿部検察官に対して、自白すれば刑が軽くなるという根本警察官の発言について質問したものの、質問を遮られたことから、自白すれば刑が軽くなるという懸念が払拭できず、平成26年6月11日の取調べにおいて、阿部検察官から自白する必要はないと言われたことをきっかけとして、根本警察官の発言を信じて自白をしたなどと主張する。

(中略)

被告人が従前の取調べの影響を受けて本件殺人について自白供述をしたとは到底いえない。

## 6 小括

以上の事情に照らせば、被告人の自白供述（乙55ないし58）には任意性が認められる。

## 2. 本有罪判決の自白供述の任意性判断方法の特徴

本有罪判決によると、本件自白供述の任意性判断にあたってチェック・ポイントとされたのは、上述したように、①別件逮捕及び違法な余罪取調べ、②不当に長く抑留又は拘禁された後の自白、③自白の強要、④阿部検察官の取調べへの影響について、の各点である。

このうち、①について、弁護人の主張を否定する理由とされたのは、「被告人に対する商標法違反（所持）の嫌疑は、被告人が母親とともに継続的に偽ブランド品を販売する中で、商品としての偽ブランド品を所持したという起訴相当の事案であり、……逮捕・勾留の必要性があったものと認められる。加えて、商標法違反（所持）の嫌疑での逮捕及び起訴勾留中は、同法違反で起訴された同年2月18日を除いて本件殺人の取調べは行われておらず、この点においても、本件殺人の取調べを目的と

した別件逮捕とはいえない。」「また、起訴後勾留中に被告事件と異なる事件の取調べを行うことも、任意取調べの範囲にとどまる限りは違法でなく、……商標法違反（所持）での起訴後勾留中の取調べは取調べ受忍義務がないことなどに配慮しつつ行われており、任意取調べの限界を超えるものとはいえない。」というものである。

②について、弁護人の主張を否定する理由とされたのは、「被告人は、本件殺人の取調べが開始された当初、いったんは犯行を自認したものの、その後は被害者の拉致やわいせつ行為などの周辺部分については部分的に供述しつつも、被害者の殺害に関しては明確な供述をせず、他方で、同年4月8日の取調べに至るまで殺人の嫌疑について明確に否認することもなく、「少し時間をください」「今は言えない、待ってください」等と度々述べて、猶予期間を置いて覚悟が固まれば事件の詳細を供述するような素振りが続けていたことが認められ、取調べの期間が多少長期化したのは、こうした被告人の取調べでのあいまいな供述態度によるところが大きい。」「これらの事実（商標法違反（輸入）や銃砲刀剣類所持等取締法違反（所持）—引用者）については順次起訴されており、特に商標法違反（輸入）については、その事案の性質上、被告人が偽ブランド品を輸入した状況に関する裏付け捜査に相当の期間を要したとしてもやむを得ない。」というものである。

③について、弁護人の主張を否定する理由とされたのは、「殺人罪での逮捕前に被告人の取調べを行った大友検察官、松沼警察官、手塚警察官、根本警察官は、当公判廷において、本件殺人罪の取調べにおいては供述の任意性の確保に十分注意するよう指示を受け、供述拒否権や黙秘権、取調べ受忍義務がないことなどを告知するとともに、恫喝、暴行、利益誘導と取られるような言動がないよう注意して取調べを行った、被告人が、取調官の説得や質問に応じないなど、取調べを拒否する意思を明確にした場合には、直ちに取調べを中断したなどと証言する。」「被告人は、録音録画されていない取調べにおいて、大友検察官から殺人の取

調べが開始される前に黙秘権等の権利告知をなされず、ファイルを机に叩き付けられるなどの脅しを受けた（同年2月18日）、松沼警察官から顔面を平手打ちされるといふ暴行を受けた（同年3月19日）などと供述する。しかしながら、……録音録画からうかがわれるその後の取調べでの大友検察官の態度に照らせば、本件殺人での取調べ初日のみ権利告知せず、脅すような取調べがなされたとは到底考え難い。」「確かに、阿部検察官や手塚警察官の取調べ状況の録音録画（甲235、236）によれば、被告人は、阿部検察官や手塚警察官に対して、根本警察官の発言として上記内容の真偽を度々質問するなど、自白と量刑との関係について強い関心を示している様子がうかがえる。しかしながら、根本警察官は、そのような利益誘導ととらえられるような発言をしたことについては明確に否定した上で、弁護人から懲役20年か30年になると言われたなどと述べて落ち込む被告人に対し、君はまだ30代だから懲役20年で出てきても50歳なので人生やり直せるなどと励ましたと述べており、その内容は合理的で信用できることからすると、被告人がこうした発言を自己に都合よく解釈して前記趣旨の発言と捉えている可能性が高いといえる。少なくとも、根本警察官が被告人に自白を促す趣旨で量刑に関する発言を行ったことはないものと認められ、利益誘導を受けたとする被告人の供述は信用できない。」というものである。

④について、弁護人の主張を否定する理由とされたのは、「阿部検察官の取調べ状況の録音録画（甲235）によれば、阿部検察官は大友検察官のような厳しい言葉を掛けることもなく取調べを継続しているだけでなく、各取調べの冒頭には、被告人に認められる諸権利について分かりやすく告知し、今まで他の取調官や自分に話した内容にこだわる必要はなく、今記憶にあるとおり話せばよいこと、話す場合には記憶にある部分と推測で述べる部分を区別する必要があること、取調官に迎合する必要はなく、やっていないことをやったなどと絶対言っってはいけないことなどを、再三にわたって注意しており、被告人も、自白調書の作成後に、

大友検察官は厳しくて苦手だが、阿部検察官にはスムーズに話せたなどと述べ、時折笑顔を見せるなど、他の取調官とは明らかに異なる対応を示している。また、被告人は、同月10日に医師の診断を受けた後（甲201）は、殺人について否認から詳細な自白に転じて自白調書を作成するまでの取調べ（同月11日から同月22日までの取調べ）において、身体の震えや過呼吸様の症状を呈することなく、体調は安定していたものと認められる。」「前記の通り、阿部検察官よりも前に本件殺人につき被告人の取調べを行った取調官らによる自白の強要があったとは認められないだけでなく、殺人罪による逮捕後に取調べを行った阿部検察官や手塚警察官は、自白と量刑の関係についてしきりに尋ねる被告人に対し、処分については言及できないと伝えており、処分を気にするのではなく真実と向き合うよう説得をしたりしており、これに対する被告人の応答や態度も併せてみれば（甲235、236）、被告人が従前の取調べの影響を受けて本件殺人について自白供述をしたとは到底いえない。」というものである。

判例の存在を理由として、あるいは検察官、警察官の供述を理由として弁護人の主張を退ける方法が採用されている。これらは自白供述の任意性を肯定した多くの判決でも共通に見られるところのもので、目新しいものではない。

本判決で特筆されるのは、弁護人の主張を被疑者取調べ状況の録音・録画からみられる取調べ状況を理由として退ける方法を採用している点だといえよう。録音・録画されていない以前の取調べの状況についても「録音・録画からみられる取調べ状況」から推測して弁護人の主張を退けるという方法が採用されている。この点こそが本判決の判断方法の特徴だといえよう。

### 3. 信用性の判断

信用性についての検討結果も次のように小括されている。

このように、被告人の本件自白供述の内容は、殺害状況や遺棄状況の概要などその根幹部分については客観的事実と矛盾せず、特段不合理な内容ではないことや、その供述内容は具体的であって実際に体験した者でなければ語ることが困難な事実が多く含まれており、現に本件自白供述中には被告人の供述によって初めて明らかにされ、裏付けの取れた事実も複数あること、加えて、被告人の供述の経過や供述態度から認められる自白供述をすることに対する被告人なりの迷いや葛藤の状況などを合わせ考えれば、被告人の本件自白供述は、一連の経過や殺害行為の態様、場所、時間等、被告人が認めざるを得ないと考えて供述したその根幹部分において、十分信用することができるというべきである。

そのうえで有罪とした理由が次のように判示されている。

被告人が本件殺人の犯人でないはないかと強く疑わせる事実が複数認められ、その他の本件殺人に関連する客観的証拠も、被告人が本件殺人の犯人であることと整合的と評価できるものが多数存在する一方、被告人が本件殺人の犯人であることと矛盾する証拠が見当たらないことからすれば、被告人が本件殺人の犯人である蓋然性は相当に高いといえる。しかしながら、上記各事実は、なお、それぞれ反対事実の存在の余地を残すものであり、これらの複数の事実を組み合わせても、被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない（あるいは、説明が極めて困難である）事実関係が存在するとまではいえないというべきである。そうすると、本件殺人に関連する客観的事実のみから、被告人が本件殺人の犯人であると認定することはできない。

（中略）

本件自白供述の信用性については、供述内容のみならず、その変遷

経緯や変遷内容、その際の供述態度等をも踏まえて、慎重に判断する必要がある。

しかるに、本件自白供述の内容自体は、犯人でなければ語ることのできない具体性、迫真性を有しており、取調官の誘導やそれに基づく被告人の想像の産物としては説明が困難な具体的事実について述べられた部分が多々含まれているほか、一見すると不合理ではないかと思われる部分も含めて、客観的証拠を詳細に検討すれば、その内容が事実と矛盾する点はなく、むしろよく整合していると評価することができるものである。また、本件自白供述に至るまでの変遷の経緯や供述態度については、被告人の取調べ時の言動から看取される内心における葛藤の対象、すなわち、重い刑罰を受けることや家族に迷惑をかけることへの不安と、被告人が予測する捜査機関の手元にある被告人と事件を結びつける証拠との関係で捉えれば、起訴後の主張の変遷も含め、処罰を免れる術がないかを逡巡する中でのものであるとして、十分に理解することができる。被告人が本件自白供述をするに至った動機についても、本件殺人で逮捕され、阿部検察官から被告人の自白は必要ないと言われるに至って、第三者弁解が全く信用されておらず、このまま同じ弁解を続けていても起訴されて有罪になるものと考え、そうであるならばできるだけ早く自白供述をして、受ける刑罰を少しでも軽くしようという意図に基づくものであるとすれば、本件自白供述をする前後の被告人の言動とも整合していて合理的といえる。そして、本件自白供述には、被害者の遺体に認められた顔面や頸部の傷害結果が発生した経緯や、わいせつ行為後、被告人方を出発するまでの数時間の行動など、十分な説明がされていない部分、解放するために連れ出したとする被害者が全裸のままであったことなど、不合理と思われる部分が散見されることも、被告人が上記のような動機に基づき本件自白供述をしたために、取調官から追及されなかった不利益な事実については敢えて供述しなかったものと考えれば、十分に首肯することが

できるといえる。

このようなことからすれば、被告人が認めざるを得ないと考えて供述した本件自白供述における本件殺人の一連の経過や殺害行為の態様、場所、時間等、事件の根幹部分については、十分に信用できるというべきである。

#### 4. 本有罪判決の自白の「信用性」判断方法の特徴

自白の「任意性」判断方法については、周知のように、いろいろな提案がみられる。司法研修所編『自白の信用性』（法曹会、1991年）も有力である。そこではチェック・ポイントとして、①自白の成立過程—自白と否認の交錯について、②自白内容の変動と合理性、③自白の体験供述性、④秘密の暴露、⑤自白と客観的証拠との符号性、⑥裏付けとなるべき物的証拠の不存在、⑦犯行前後の捜査官以外の者に対する言動、⑧被告人の弁解、⑨状況証拠との関係、といった点が挙げられている。

秋山賢三『裁判官はなぜ誤るのか』（岩波書店、2000年）でも、①自白内容が他の証拠から確認された客観的事実と矛盾（あるいは合致）するかどうか、②真犯人であれば容易に説明することができ、または言及するのが当然の証拠上明らかな事実について説明の欠落があるかどうか、③犯人しか知り得ない秘密の暴露が含まれているかどうか、④犯人しか語れない実感（臨場感）を伴った体験供述が含まれているかどうか、といったチェック・ポイントが提示されている。

本判決でも、①本件自白供述と客観的事実との整合性、②本件自白供述の内容自体、などがチェック・ポイントとされている。問題はそのチェック・ポイントがどのように判断されたかである。

判例の採用する一般的な判断方法は次のようなものである。すなわち、自白の信用性を否定する方向に働く消極的な事実をかりにマイナス事実と呼び、自白の信用性を肯定する方向に働く積極的な事実をプラス事実と呼ぶと、マイナス事実がプラス事実を上回っているかどうか、あるい

は反対にプラス事実がマイナス事実を上回っているかどうか、は個々の裁判官の自由な心証に委ねられるというのが多くの職業裁判官や検察官などに伝統的な理解である。この理解によると、被告人側の挙げるマイナス事実が検察官の挙げるプラス事実を質的に凌駕しているとの心証を裁判官に与えた場合に、自白調書の信用性に「合理的な疑問」が生じることになる。

ただ、自白調書は巧みに作られているために、被告人側の挙げるマイナス事実が検察官の挙げるプラス事実を凌駕しているかどうかの判断は相対的にならざるをえない。多くの場合、凌駕していると結論するには決め手に欠ける。「疑わしきは被告人の利益に」の原則からすれば、決め手に欠ける場合には信用性がないと判断すべきだということになろう。しかし、現状は必ずしもそうはなっていない。「任意性のある自白は信用できる」という神話の前に、この裁判官における比較衡量はともすればプラス方向に傾きがちである。加えて、検察・警察に対する仲間意識や、検察官の主張を退ける際の心理的ストレス、あるいは捜査段階における証拠ねつ造についての無関心などがこれを後押ししている。そして、自由心証主義の伝統的な理解が、このような「疑わしきは被告人の利益に」という原則を棚上げにしたような恣意的な判断を覆い隠し、正当化する役割を果たしている。

それでは、本判決の採用する判断方法とはどのようなものであろうか。「本件自白供述と客観的事実との整合性」については、「殺害行為及び遺棄行為について—遺体の客観的状況との整合性」および「殺害行為の場所について—遺棄現場の客観的状況との整合性」、「殺害校の時刻について—死亡推定時刻との整合性」、「遺体にわいせつ行為の痕跡がないこと」、「供述内容の具体性及び迫真性」、「供述内容が不合理でないこと」などが検討されている。また、「供述経過及び供述態度」については、「平成26年2月18日（殺人について取調べ開始—引用者）から同年3月28日までの供述」および「平成26年4月8日から同年6月2日までの供述」、

「平成26年6月3日から同月23日までの供述」、「平成26年6月24日から平成27年5月7日頃までの供述」などが検討されている。

これらの検討を踏まえて、本判決は本件自白の信用性について前述したように次のように結論している。

「このように、被告人の本件自白供述の内容は、殺害状況や遺棄状況の概要などその根幹部分については客観的事実と矛盾せず、特段不合理な内容ではないことや、その供述内容は具体的であって実際に体験した者でなければ語ることが困難な事実が多く含まれており、現に本件自白供述中には被告人の供述によって初めて明らかにされ、裏付けの取れた事実も複数あること、加えて、被告人の供述の経過や供述態度から認められる自白供述をすることに対する被告人なりの迷いや葛藤の状況などを合わせ考えれば、被告人の本件自白供述は、一連の経過や殺害行為の様相、場所、時間等、被告人が認めざるを得ないと考えて供述したその根幹部分において、十分信用することができるというべきである。」

その特徴の第一は、「本件自白供述と客観的事実との整合性」に関してで、「整合性に欠ける」との弁護人の主張を退けているものの、「本件自白供述を積極的に裏付けるもの」だとの検察官の主張に対しては、「本件自白供述を積極的に裏付けるものとまではいえない」としている点である。第二は、「供述経過及び供述態度」に関してで、「本件自白供述は、被告人が述べるように、本件殺人の犯行に全く関与していないにもかかわらず、その旨の弁解を聞き入れてもらえないことに疲弊して諦めた結果、少しでも刑を軽くしようと考えてやむなく自白供述をしたなどという類のものではなく、犯人が処罰を免れることができないか様々に試みたものの、通用しないと諦めて一連の経緯や殺害行為及び遺棄行為の状況等の基本的な事実について自白供述をするに至ったものであると理解すれば、了解することが可能であり、その他の理由は考え難い」としている点である。第三は、「供述内容が不合理でないこと」に関してで、「弁護人が指摘する点を踏まえて検討しても、本件自白供述の内

容が不合理であって、その全体の信用性を失わせるものとはいえない。」としている点である。

とすると、本有罪判決において本件自白供述が信用できるとされる根拠は「供述内容の具体性及び迫真性」ということになる。すなわち、次のような点がそれである。

「特に、殺害行為を行った具体的な位置や刺突回数などについては、被告人質問等によっても取調官による誘導を受けた形跡が認められないにもかかわらず、前記2記載の客観的証拠から認められる事実とよく符合している。」

「特に、帰りに道に迷い高速道路に乗ったという点については、本件取調べが始まった間もない時期に、被告人が自発的に供述した内容であり、この供述に基づいて捜査機関が保管されていた最寄りの高速道路インターチェンジ（その位置は、被告人方と本件遺棄現場を結ぶ経路からは大きく離れている。）の防犯カメラ画像を精査した結果、平成17年12月2日午前4時45分に、同インターチェンジから被告人車両と酷似する車両が流入する画像が確認されたという経緯があったことが認められ、これは、偶然の一致としては説明が困難な事柄であるということが出来る。」

「確かに、……取調官の誘導的な質問の影響を受けていると考えられる部分もある。しかしながら、被告人は、捜査機関が客観的証拠から当初想定していた犯行態様と被告人の供述内容が食い違っていたとかがわれる複数の点、例えば、殺害現場と遺棄現場は同一であるのか、被害者を殴ったことはないのかなどといった点については、本件殺人での取調べ開始当初から自白調書の作成に至るまで、取調官（大友検察官、松沼警察官、阿部検察官）から何度も繰り返し確認されているにもかかわらず、一貫して自己の供述を維持しているほか、自白調書作成の際に、検察官から、遺体発見地点が林道から斜面を10m程下りた場所であることを初めて知らされ、「何かしっくり来ない」と述べるなどしており、

事件に一切関与していない者が取調官に迎合し、誘導を頼りに虚偽の自白供述をしているにしては、およそ不自然で不合理な供述態度をとっていることが認められる。」

「そこで、本件自白供述のほか、取調べ状況の録音録画（甲234ないし236）や取調官らの証言から認められる被告人の供述の変遷箇所や変遷経緯、客観的証拠と整合的ではないと考えられる部分などを精査して検討してみると、……取調官に迎合し、誘導を頼りに虚偽の自白供述をしたものとしては、説明不可能な部分が多々存在するといわざるを得ない。」

これによると、「防犯カメラ画像を精査した結果、平成17年12月2日午前4時45分に、同インターチェンジから被告人車両と酷似する車両が流入する画像が確認された」ことが本件自白の信用性判断に当たって重要な役割を果たしたことがうかがえる。

## 六 補強証拠

このように「防犯カメラ画像を精査した結果、平成17年12月2日午前4時45分に、同インターチェンジから被告人車両と酷似する車両が流入する画像が確認された」ことは被告人の捜査段階の自白供述の任意性のみならず信用性を肯定する重要なファクターとされている。

しかし、重要なファクターとされているのはそれだけではない。「取調べ状況の録音録画（甲234ないし236）」も重要なファクターとされている。上述したように、任意性及び信用性には「合理的な疑問」があるとする弁護人の主張を「被疑者取調べ状況の録音・録画からみられる取調べ状況」を理由として退ける方法を採用しているからである。

問題は自白の補強証拠は何かという点である。日本国憲法第38条第3項は「何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。」と規定し、これを受けて、刑事訴訟法第319条第2項は「被告人は、公判廷における自白であると否

とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない」と規定している。

しかし、判例は、周知のように、この補強法則については、「現実には犯罪が行われていないのに、被告人の架空な自白によつて犯罪が行われたごとく虚構されて有罪とされる危険を防止するために、被告人を有罪とするには、自白のほかに自白の真実に合致することを裏書するに足りる他の証拠（補強証拠）を必要とする趣旨を明らかにしたものである。されば、他の証拠によつて犯罪が現実に行われた客観的事実が裏書されて自白が架空のものでないことが確められる限り、たとい犯罪事実の一部の証拠が被告人の自白だけであつても、これらの証拠と相まつて自白により犯罪事実を認定することは、法の許容するところと言わなければならない、（昭和二二年（れ）一五三号同二三年六月九日当裁判所大法廷判決参照）」（最高裁昭和24年10月5日大法廷判決・刑集3巻10号1646頁）と緩やかに解している。

本今市事件有罪判決も、もちろん、この緩やかな理解によつている。そして、この「防犯カメラ画像を精査した結果、平成17年12月2日午前4時45分に、同インターチェンジから被告人車両と酷似する車両が流入する画像が確認された」と「被疑者取調べ状況の録音・録画からみられる取調べ状況」が被告人の捜査段階の自白供述の補強証拠とされている。もっとも、この点は判決では明示されていない。同判決ではそもそも補強証拠に触れるところはない。問題があるために触れなかったものと考えられる。

## 七 検討

「防犯カメラ画像を精査した結果、平成17年12月2日午前4時45分に、同インターチェンジから被告人車両と酷似する車両が流入する画像が確認された」と及び「被疑者取調べ状況の録音・録画からみられる取調べ状況」によつて被告人の捜査段階の自白供述の任意性及び信用性を肯

定した上で、それをもってさらに自白の補強証拠に用いる。このような二重の用い方には当然のことながら強い疑問がある。補強証拠の存否というのは、補強の対象とされる自白について、当該補強証拠を除く他の証拠によって任意性及び信用性が肯定された上で初めて問題とされるところのものだからである。自白の任意性及び信用性を肯定する証拠をもって補強証拠とすることが許されれば、補強法則が形骸化することは必定であろう。

増して、「被疑者取調べ状況の録音・録画からみられる取調べ状況」をこのように二重に用いることは論外だといわなければならない。これでは、事実上、被告人の自白供述だけで有罪を言い渡し得ることになるからである。法違反にとどまらず、憲法違反だとさえもいえよう。

しかし、疑問はそれだけではない。「被疑者取調べ状況の録音・録画からみられる取調べ状況」から自白供述の任意性及び信用性を帰結し得るかも問題だからである。

そもそも旧刑事訴訟法では捜査段階の捜査官が作成した自白調書は原則として証拠能力が認められていなかったのである。例外を認めたのは治安維持法などの戦時治安法であり、治安維持法違反事件などについては証拠能力を認めるとの特例規定が置かれた。しかし、それでも原則は維持された。冤罪を避けるためであり、違法な取調べを避けるためであった。原則と例外が入れ替わったのは戦後のことである。冤罪を避ける必要がなくなったわけでも、違法な取調べを避ける必要がなくなったわけでもなかった。治安を優先しただけに過ぎなかった。その結果、捜査段階の捜査官作成の自白調書は冤罪の温床となった。

この危険性を「被疑者取調べ状況の録音・録画」でなくすことができるのであろうか。不可能であろう。一件の被疑事件に逮捕・勾留が最大23日間可能であり、また弁護人の取調べ立会権は認められていない現状では、可視化されていない取調べで捜査側が圧力をかけ、意思に反した供述をさせて録音録画するというような意図的な運用があり得るからで

#### 宇都宮地裁平成28年4月8日今市事件判決の批判的考察

ある。それでは、「調書」裁判が「録音録画」裁判に代わっただけに過ぎない。刑事訴訟法が第1審の審理について基本原則としている直接主義・口頭主義、公判中心主義が形骸化している現状をいささかも変えるものではない。戦前の帝国議会では、違法な取調べを防ぐために弁護人の取調べへの立会が議論されていたことが改めて想起される。しかし、この弁護人の立会権でさえも、仮に実現したとしても現在のような一件の被疑事件に逮捕・勾留が最大23日間可能な状況の下では「絵に描いた餅」に終わりがねないのである。

以上によれば、「被疑者取調べ状況の録音・録画からみられる取調べ状況」に基づいて「補強」法則を一層形がい化させ、自白偏重主義をより強めたという点に本判決の最大の特徴があるといえよう。